

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

区民の生活環境の保全を図る観点から、住宅宿泊事業の実施する期間を制限する区域等を改めるほか、規定を整備する。

2 新旧対照表

改正案	現行
第一条から第四条まで（略） （住宅宿泊事業者等の責務） 第五条 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）は、住宅宿泊事業を実施するに当たり、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するよう努めなければならない。 2（略） 3 <u>住宅宿泊事業者が個人であって日本国内に住所を有しないときは、当該住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、当該届出住宅において営む住宅宿泊事業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする権限を付与した代理人（日本国内に住所を有する者に限る。）を選任しなければならない。</u> 第六条（略） （住宅宿泊事業の実施の制限） 第七条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、<u>文京区の全域とする。</u> （削除）	第一条から第四条まで（略） （住宅宿泊事業者等の責務） 第五条 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）は、住宅宿泊事業を実施するに当たり、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するよう努めなければならない。 2（略） <u>（新設）</u> 第六条（略） （住宅宿泊事業の実施の制限） 第七条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、<u>次に掲げるとおりとする。</u> 一 <u>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域</u> 二 <u>東京都文教地区建築条例（昭和二十五年東京都条例第八十八号）に規定する第一種</u>

改正案	現行
(削除) 2 制限区域においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を実施することができない。 (近隣住民への周知等) 第八条 住宅宿泊事業を営もうとする者(以下「届出予定者」という。)は_____、 規則で定めるところにより書面を配布し、及び説明会を開催して近隣住民に周知をしなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、説明会の開催を行わないことができる。 2 届出予定者は、前項の規定により周知したときは、<u>法第三条第一項の届出(以下「届出」という。)</u>の際、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。 (削除) 3 届出予定者は、近隣住民からの申出があったときは、住宅宿泊事業に係る内容について、説明を行うよう努めなければならない。 4 <u>住宅宿泊事業者は、届出内容に変更がある場合は、規則で定めるところにより近隣住民に周知をしなければならない。この場合において、第二項の規定は、当該周知に係る報告について準用する。</u> 第九条から第十三条まで (略) 付 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</u> (経過措置) 2 この条例による改正後の文京区住宅宿泊事業	<u>文教地区及び第二種文教地区</u> 2 <u>届出住宅の敷地が制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地の全部を制限区域とみなす。</u> 3 制限区域においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を実施することができない。 (近隣住民への周知等) 第八条 住宅宿泊事業を営もうとする者(以下「届出予定者」という。)は、<u>法第三条第一項の届出(以下「届出」という。)</u>をする十五日前までに、規則で定めるところにより_____近隣住民に周知しなければならない。_____ 2 届出予定者は、前項の規定により周知したときは、<u>届出の際</u> _____、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。 3 <u>前二項の規定は、届出内容に変更がある場合について準用する。</u> 4 届出予定者は、近隣住民からの申出があったときは、住宅宿泊事業に係る内容について、説明を行うよう努めなければならない。 (新設) 第九条から第十三条まで (略) (新設)

改正案	現行
<u>の運営に関する条例(以下「新条例」という。)第七条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第三条第一項の規定により行う届出に係る住宅宿泊事業について適用し、施行日前に同項の規定により行われた届出に係る住宅宿泊事業については、なお従前の例による。</u> 3 <u>新条例第八条第一項及び第四項の規定は、施行日以後に住宅宿泊事業法第三条第一項、第四項又は第六項の規定により届出をする者について適用し、施行日前にこれらの規定により届出をした者については、なお従前の例による。</u> (準備行為) 4 <u>施行日以後に住宅宿泊事業法第三条第一項、第四項又は第六項の規定により届出をしようとする者は、施行日前においても、新条例第八条第一項及び第四項の規定の例により、周知をすることができる。この場合において、当該周知は、施行日以後は、これらの規定による周知とみなす。</u>	